

Title	井藤半弥著 租税原則学説の構造と生成
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.4 (1936. 4) ,p.565(143)- 575(153)
JaLC DOI	10.14991/001.19360401-0143
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360401-0143">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360401-0143</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

今後の發展は、各國統制經濟の動向とその運命を共にするものであると云ひ得やう。

註二九 P. Einzig. Exchange Control. pp. 140-141.

註三〇 League of Nations. *ibid.* pp. 139-141.

註三一 W. Greiff. *aa.* O. S. 43.

註三二 League of Nations. *ibid.* pp. 38-40.

註三三 League of Nations. *ibid.* p. 44.

註三四 League of Nations. *ibid.* p. 46.

註三五 League of Nations. Review of World Trade. 1933. p. 66.

(一九三六(三五))

## 井藤半彌著「租税原則學說の構造と生成」

永田清

「租税原則學說の構造と生成」は井藤博士の力作であると同時に、近時のわが國財政學界における一大收穫でもある。標題だけでは單なる租税理論研究のやうに見えるが、内容は財政學の基本理論全般に亙るものであつて、その眞摯なる研究態度は、博士の主張に賛すると否とを問はず、讀者をして敬服の念を深からしめるものがある。菊版六五四頁の大冊は理路整然と體系づけられて、大冊にあり勝ちの冗漫な叙述はなく、説明の反復も、博士が自己の主張を強く描き出さんとする場合以外には、之を見出すことが出來ぬ。頁毎に繰り擴げられる論理の展開は眞面目なる讀者を満足せしめるに充分であらう。

博士は既に「財政學原理」、「統制經濟財政論」、「國家財政概論」を公刊せられてゐるが、これ等の諸著において述べられた基本理論を根柢として、「租税政策論」といふ知識體系の論理構造及びその基本原理たる租税原則に關する學說」(序文一頁)を研究したものが本書である。故に本書の基本的な論構は前掲既刊書において述べられたところと同一であるといつてよい。博士は謂ふ。

井藤半彌著「租税原則學說の構造と生成」

一四三 (五六五)

「本書全編をつらぬく中心思想は舊著『財政學原理』『統制經濟財政論』で提唱した強制獲得經濟概念である（序文一頁）。又謂ふ——「租税原則に關する著者の見解は、昭和六年の秋に公刊した『財政學原理』を前提とするものである。本書では、本書の主題たる租税原則論の理解に必要な範圍内に於て、舊著の敍説につき再びこゝに展開する。故に、これは、舊著の續論と看做し得ると同時に、又、本書自體は、一つの統一的研究を成すものである。舊著で取扱はれた問題については、本書で補足的説明を加へたが、併し現在に於ても私見を訂正すべき必要を毫も認めない」（本文二頁）と。かくて博士の財政學基礎理論は本書に集大成せられて、見事なる論理的構造を展開してゐる。

## 二

財政・財政學に關する基本的な概念規定は從來同一點を旋回してゐると謂つてよい。説明の態様、用語の形態において幾分の相異はあるが、結局端的に謂へば、財政とは國家其他公共體の經濟であるといふことに歸一する。試みに近時の學者についてこの概念規定を引用すれば左の通りである。

ゲルロフ——「財政とは公的物質及び非物質の生産のための手段調達及び同意にむけられる方策・行爲・施設の總稱である」。

セリグマン——「財政學の主題は社會によつて國家に付與せられる責務の遂行において國家の行ふ諸行爲の總體である」。

アリックス——「財政學は公共體が共同欲望の充足に必要な資源を獲得する種々なる方法を研究する科學である」。

其他財政學者の規定も略々大同小異であつて、こゝに一舉示する必要もないであらう。さうすると、財政學の基本概念はワグナナ以後一歩も進んで居らぬことになる。即ちワグナナが財政を以て強制社會體の (Zwangsgemeinschaft) の經濟としたことは、たゞ用語上の變更を蒙つただけで現在にまで及んでゐるとみてよい。尤も、近來新進の財政學者の中に、強制とは何か、社會體とは何かといふやうな疑問が湧き、財政學の基礎理論・方法論に新しい展開が試みられてゐる。然し財政學の出發點として一應前述のやうな一般的規定に満足してゐることは事實である。

井藤博士は財政を以て國家の經濟となす一般的規定に對する疑惑から出發する。博士にとつては、かゝる表面上の規定だけでは不満足であるのみならず、科學としての獨自の論理的構造にまで到達することが出来ぬ。國家其他公共體は歴史的過程の中に顯現するものであるから、たゞその經濟が財政であるといふことでは、「財政學特有の認識目的」(同書二九頁)が定らぬ。即ち財政學獨自の中心概念を設定することが出来ぬといふのである。そこで吾々は財政學を科學として構成するためには、この學特有の認識目的を設定しなければならぬ。斯くて博士は財政學獨自の基本概念を強制獲得經濟に求める。この強制獲得經濟の概念が財政學特有の認識目的を構成する。而してこの理念を核心とした論理構造が學としての財政學を成立せしめるのである。かくて博士は財政學の中心概念を強制獲得經濟により確定し、さうすることによつて「財政學の統一體系」を構成せんとする者である。

博士は謂ふ——「一般の考によれば、財政は國家生活の一方面、従つて國家ある限り財政生活があると解されてゐる。宇宙間他の萬象と同様に、國家生活、財政生活の現實形態は常に變化する。この流轉する歴史的現實的財政生活の本質的要素、又は財政學概念構成の論理的先天性をなすものは何であるか。財政の形式概念として先づ研

究しなければならぬ課題である。……財政生活が人間歴史生活の一方面であり、租税その他の財政事象は、吾々の生活に積極的又は消極的に價值あるものと観らるゝ所において吾々の考察に入つて来る。故にこれは歴史的文化科學として取り取扱はるべきである。故に財政學的概念構成の中心概念は一面今日の財政生活に對する論理的先天性であると共に、他面この財政生活の前提に對する概念的及び歴史的制約を自らの内に結合するものでなくてはならない。これは財政を他の社會事象より區別する表徴を把握し、凡らゆる財政現象の基礎となる概念であると共に、財政が歴史的概念である理由によつて歴史的事實性を有しなければならぬ。これは財政科學の特殊の認識目的の内容を明らかにするものであるが、他面財政の現實形態に對するときは一般的形式的性質を有する。それでは財政科學でこの條件に合する基本概念となるものは何であるか。

斯くて博士は強制獲得經濟を財政概念の根基とする。財政科學の基本概念をなすもの、即ち財政概念は強制獲得經濟である。……これにかゝはるものは當然財政學上の問題となる。その強制力の源が法律・國家權力にあること、風俗・習慣・その他生活の心理的・生理的要求にあること等は第二義的に問題となるにすぎない。第一義的に關するのは事實としての強制獲得經濟があるといふことである。たゞ現在社會で強制獲得經濟が最も濃厚にあらはれるものが國家及び地方團體の生活であるといふに過ぎない。國家の經濟であるといふ事實にもとづいて、獨自の科學が成立するものではない。逆に國家經濟に強制獲得經濟といふ獨自の要素が認められるが故に、國家生活が財政學上問題となるのである。財政とは國家の經濟であるといふ立場より出發する學說はこの關係を顛倒するものである。國家の經濟が私經濟と全然同一又は類似の原理、例へば双方とも自由交換經濟原理によつて支配されるものであるならば、國民經濟學、私經濟學以外に獨自の科學として財政學を認むべき余地はないのである。又國家以外の經濟

生活に於て強制獲得經濟があるならば、これは國家の場合と同様に當然財政學的考察内に入るべきである。國家の經濟だからといつて財政學に獨立性が發生するのではなくて、財政學の基本概念たる強制獲得經濟を具象する代表的形態が歴史的に觀て強制團體たる國家及び地方團體で先づ發生し、又こゝに榮えたといふに過ぎないのである。……要するに財政學を獨立の一科學とするには、その中心概念はこれを強制獲得經濟に求めなければならぬ。經驗的現實體はこれにかゝはる限りにおいて財政學の問題となるのである。」

斯くの如く財政の基本概念を強制獲得經濟におくことは、國家の收入經濟を財政學の主題とすることになる。獲得經濟はとりも直さず收入經濟を意味するからである。従つて「財政概念を強制獲得經濟に求め、その實際問題の中心を國家收入經濟におく」といふのが博士の根本的な立場なのである。

斯る博士の財政に對する基本的な理解はこの「租税原則學說の構造と生成」によつてはじめて明らかにせられたものではなくて、前にも述べたやうに、博士の舊著において既に明確に指示されてゐる。謂はゞこの立場は博士の長き學問的努力の結晶とも謂へるのである。博士の基本概念は從來多くの財政學者の論述を涉獵理解した上、これ等の論述を濾過批評して得たる結論であるだけに、之に賛すると否とを問はず、讀者に反省を迫るところの力を具有してゐる。謂はゞ落想をそのまま書きつらねて強き推敵を回避し勝ちの筆者の如きは、博士の辛抱強き學問的努力とその潔癖性に敬服する。

## 三

博士がこの基本概念を想定するに到るまでにはこれに對する幾多の反對論が豫想克服せられてゐる。この豫想は大體において讀者のもつであらう疑念を包括してゐるだけに興味深い。左に羅列的に舉止しよう。



(A) 井藤説は通説と甚だしく異なる。

博士はこれに對し、事實はさうでなく、寧ろ通説に論理的根柢を與へると反批判する。

(B) 井藤説は從來の財政學者が考へてゐたものを明示しただけである。

博士はこれを肯定する。寧ろさうであることが自己の理論の正しさを證明すると考へてゐる。方法論の任務は從來の人々の意識下に在るものを意識裡にもたらしすることであるから、從來の理解が明瞭になればその目的は達せられたものと謂はなければならぬ。

(C) 財政學の對象が非國家生活にも求められてゐる。

氏によると、財政學の問題を國家經濟生活のみに限定する通説は外面にあらはれた體様に囚れた考であつて正しくない。假令非國家經濟の方面でも強制獲得經濟に係はるものは國家經濟生活と統綜して取扱はるべきである。

(D) 強制獲得經濟を財政學の中心概念とする井藤説は論據を缺く。

井藤氏が何故に財政概念を強制獲得經濟に求めるかについては、既に前述した。氏は猶ほ認識論において歴史批判主義をとることを加言して自己の立場を明らかにする。

(E) 強制獲得經濟なる理論は財政要素の結論であるのに、これを説明する出發點とすることは獨斷論である。

博士は決して自己の學說が獨斷論でないこと、即ち幾多の財政理論を推蔽したる結果の到達點であることを力説し、而してこの方法と概念とが最も論理的であることを主張する。

(F) 強制獲得經濟は租税現象について妥當するが、官業収入・公債等については妥當しない。

氏に従へば、所謂強制獲得經濟とは何等かの經濟主體がその生活資料を獲得するについて、その主體の一方的意

思によつて決定したことを實行することを意味するのである。その具體的形態即ち財政類型はその時・處の社會經濟如何により異なるものである。そこで官業についていふと、官業収入一般が財政學的性質を有するとか有しないとかは謂へない。國家經營の事業の中には、収入を得ることを主たる直接目的とするものもあれば、財政以外の國家目的を達成しようとするものもある。従つて事業そのものを嚴密に區別することは不可能なことである。然し官業収入は皆大なり小なり強制獲得經濟的意義があるので、財政學の問題となる。而して財政學に於ける官業論の地位は強制獲得經濟的意義の大小により異なるものである。

(G) 統制經濟と共に官業などの發展によつて、自由主義時代の租税經濟が漸次變形したるとき、強制獲得經濟の概念は修正なくして維持せられない(赤松要教授批判)。

博士に従へば、トラスド・カルテルの獨占價格による收入經濟も財政學の問題である。博士の所謂「強制獲得經濟」の概念からみれば、この強制獲得經濟は統制經濟時代に入れば愈々その實際的重要性を増すものである。

(H) 公債の中、強制公債は強制獲得經濟的意義をもつてゐるが、任意公債による収入は強制獲得經濟でない。

博士は財政の基本概念を決定するに當つて、經濟財獲得の方法における強制性を問題とする。従つて方法における強制性がある限り財政學の問題であると考へる。従つて、任意公債の場合でも、其は國家といふ強制團體の債務であるため、根柢に強制的意義が存在するのである。併し乍ら公債に關することはすべて財政學の問題だと速断しではならない。公債には金融統制、國民經濟の發展等の財政以外の方面をも備へてゐるから、この方面は金融論、國民經濟論等財政學以外の學問で研究するべきものである。公債の研究といつても、これを觀察する立場如何によりその問題とする方面も異つて来る。財政學ではその強制獲得經濟的意義ある方面が中心となるのである。

(I) 井藤説においては、在來の財政學書が取扱はれる豫算の研究は如何なるか。

博士によると、豫算の凡らゆる方面を財政學の對象としようとする説は財政學を國家政策の總論に擴大しようとする場合にのみ正しい。そこで豫算における財政學の領域は收入方面のみである。經費は收入經濟の参考といふ意味でその數量性質を研究するに止まる。

以上井藤博士の財政概念とそれに對する豫想された批判の反批判とを略述した。これによつて讀者は井藤財政學が如何なるものであるかを知ることが出来るであらう。井藤氏が豫想された批判において殆ど不必要と思はれる點まで舉示してゐるのは、自己の説の正しさを力説せんとする熱意を示すと共に、その推敲の嚴密さを現はすものと私は思ふ。既に氏の基本理論については本邦における勝れた財政學者の批判もあり、且つ井藤説とゲルロフの獲得説との關係については同氏と花戸龍藏教授との間に目下論争が試みられてゐるので、此れ等の點についてはこゝに關説しない。たゞ私自身が財政の基礎概念を如何に考へるかにについては、拙著「財政學概説」上巻序説を参照願ひ度い。斯ういふ極めて重要な問題を數言で片付けることは、問題を上滑りするだけで全く意味のない贅言に墮する虞れがあるからである。

## 四

博士は以上の如く財政學の中心概念を決定したる後、この形式概念を具象する財政現實形態の變遷を明らかにする。氏によると、財政學の基本概念は強制獲得經濟であるが、これを具象する現實形態は常に變化する。歴史的にみて財政概念を具象する代表的・典型的形實形態は國家收入生活である。故に財政の現實形態の變遷については専ら國家收入生活の場合に限定して説明する。さて國家が獲得する財の種類及びその獲得活動・組織はその時・處にお

ける社會經濟の基本關係により制約せられ、これと共に絶えず分化し發展する。併し乍ら基本形態については大體數個の類型に綜合分類せられ、然もある類型から他の類型への發展が階段的に行はれるものと解することが出来る。この類型を博士は「財政類型の歴史的發展」なる章において詳細に叙述し、財政形態即ち財政の内容の歴史性を明らかにする。私も本誌二十九卷十號所載「二元的經濟組織論」及び三十卷二號所載「財政社會學の展開」において、この財政類型論を取り扱つた。猶ほ高木壽一教授も本誌三十卷三號において同じ問題を論じてゐる。これ等の論文を補足的に參讀せらるれば、博士の論述はいよいよ明らかとなるであらう。たゞ博士がこの問題を説く場合に、單なる歴史的過程のみを問題とせず、更らに現實類型の分析或は理論的基礎のもとに展開する様々の現實形態を明らかにせられたならば、その學問的業績は一層大となつたであらう。

次に博士は政策論と稱せられる學問體系の論理的構造及び租税政策論の構造を明らかにする。假りに本書を讀者の繙讀を容易にするために前篇と後篇とに分つならば、この租税政策論の構造までを前篇と見做すことが出来る。謂はゞこの章に至るまでに、財政の基本概念及び租税の基本原理解が闡明せられてゐる。而してこの章以下末尾に至る所謂後篇の部において、博士は前篇の考察を基礎として租税原則に關する學說の生成を吟味し、これに關する博士自身の見解を説述する。

博士の見解は租税諸學說の批判的叙述によつて大體明らかにされてゐるが、結論の章句からこの點を引用すれば次の如くである。即ち博士によると、租税原則は租税政策に關する基本原則であり、現實租税經濟生活はこれを中心として運営される。これは租税政策論の中樞課題である。又租税政策論は政策論の一種である以上、その論理形式は目的論であり、目的論より派生する一般原則はすべて租税原則論にも妥當する。要するに、租税原則論は租税

經濟の目的的研究である。さて租税經濟はあらゆる時・處において存在するものではなくて、國家社會の歴史的發展のある階段における財政形態である。これは資本主義社會における國家財政形態に外ならない。生産手段の私有制度の原則とする經濟社會内における國家生活において、強制獲得經濟といふ一般財政概念が具體的形態をとつたものが租税經濟である。資本主義社會では、社會生産物は一度は私經濟の所有となるものであるからして、國家はその經費を支辨するため、その生産物の一部を強制的に課徴する。國家生活のこの方面が租税經濟である。故にこれは資本主義の「構成部分」であり、これと共に終始する。又、租税經濟は現在國家に對して物的手段を提供するものであるが、同時に、租税政策論の價值はその前提とする國家の價值と共に終始する。國家の倫理性を前提としなければ、物的手段調達政策即ち租税政策の研究は最初から論據を失ふのである。租税政策は資本主義社會において國家が經費調達を目的として營む政策であるが、この國家經費調達といふ與へられた目的を達成する手段については種々の課税方法があり、手段について競合現象が起る。これに關して、目的論における手段競合を解決するための一般原則は當然この場合にも妥當する。それではこの原則は何であるか。それは限費費用均等の原則である。各種の手段調達に伴ふ相對的限費費用を均等ならしめることである。この場合に所謂「費用概念」はこれを如何に解すべきか。租税政策は國家生活の一方面であり、他の諸政策と共に結局一般的國家政策において統一綜合されるものである。故に租税政策論における費用概念も他の國家政策における費用、利用概念と等質のものでなければならぬ。博士は國家目的によつて決定せられる費用概念を「社會價值」といふ。そこで租税政策を他の國家政策論と關係を保たしめるためには、その費用概念は社會價值でなければならぬ。この場合にいふ所の費用とは課税に伴ふ消極的社會價值即ち社會價值の喪失でなければならぬ。

課税は私經濟で使用される財を強制的に國家に移轉する現象である。これによつて私經濟は財を喪失する。私經濟における財の使用といふことは何等かの意味で社會價值あるものであるからして、課税といふことはこの社會價值を奪ふこととなるのである。この意味で課税には常に費用が伴ふ。この場合には、租税政策論が目的論的研究である以上、最少費用原則に従ひ、この費用を最少ならしめなければならぬ。併し乍ら費用即ち消極的社會價值の高は課税の形態、方法如何によつて異なるのである。即ち費用に競合が起る。これを解決する原則は限費費用均等原則である。課税における限費費用均等原則が租税原則である。故に課税により私經濟より徴收される各單位の財の限費費用即ち限界的消極的社會價值の均等を圖ることが租税の一般原則となる。さて財は經濟社會では二つの異つた使途に充當される。その一は直接消費即ち欲望充足であり、その二は資本形成である。而して財の使途は租税原則論においては社會價值の觀點から觀察されなければならない。そこで、消費・生産兩方面における財の使途の社會的價值を考慮し、課税により各單位の財の限費費用を均等ならしめることが最少費用の課税原則である。博士はこれを「最少社會犠牲説」又は「最少社會價值説」と命名する。即ち博士の到達する結論はこの最少社會價值説なのである。無論博士はこの社會價值といふ概念の内容について説明を加へられてゐるが、幾分簡略の憾みがあつて讀者を充分満足させることが出来ないやうに思へる。かゝる結論に至るまでの學說の批判検討が精緻を極めてゐるだけに、この點が惜まれてならない。更らに博士がこの問題について體系的な論述を發表せられるならば學界を裨益せられること甚だ大なるものがあらう。(巖松堂發兌、定價四圓五十錢)

(一九三六・三・一五)